

平成25年10月7日開催
決算審査特別委員会資料

平成24年度

鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概要版

平成25年8月

鳥取県監査委員

はじめに

知事から、平成24年度鳥取県公営企業会計の決算が監査委員に対し審査に付され、監査委員5人が慎重に審査し、審査意見書を平成25年8月8日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

《平成24年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の四会計を対象とした。

審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意しながら、審査を実施した。

第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、一部留意改善すべき事項はあるものの、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第3 審査の意見

1 企業会計（電気事業、工業用水道事業、埋立事業）

（1）三事業に共通する事項

ア 現状

平成24年度の決算状況

- 電気事業は経常損益が2億1,359万円（1万円未満切捨て。以下同じ。）の利益となり前年度を上回っている。
- 工業用水道事業は経常損益が1億2,245万円の損失となり、前年度に引き続き赤字となっている。
- 埋立事業は経常損益が3,651万円の利益となり、前年度の赤字から黒字に転換している。
- 全体の経常損益は1億2,765万円の利益となっている。

（単位：千円）

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業	合 計
経 常 損 益	213,597	△122,450	36,510	127,657
特 別 利 益	—	2,046	—	2,046
特 別 損 失	—	—	—	—
当年度純損益	213,597	△120,404	36,510	129,703
当年度未処分利益 剰余金（当年度未処理欠損金）	213,597	△2,159,452	36,510	△1,909,345

イ 課題及び意見

（ア）「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について

- 企業局では、平成23年3月に策定した「鳥取県企業局経営改善計画」に基づき、平成23年度から25年度までの3年間に、計画的かつ効率的で透明性の高い企業経営を進めるために取り組むこととしている。
- 計画策定から2年が経過し、積極的な取組の結果、供給電力量の増加や経費の削減など、収益の向上、コスト削減等の目標達成に向けて一定の成果が現れている。
- ついては、「鳥取県企業局経営改善計画」の推進に当たっては、再生可能エネルギーの活用に係る国の動向や、企業立地のリスク分散を図る企業の動きなどの事業環境の変化を注視しつつ、目標達成に向けた取組を着実に進められるとともに、実績の検証と評価を行い、それを踏まえて次期計画を策定されたい。

(イ) 会計基準の見直しに対する対応について

- 民間の企業会計との均衡を図ることなどを目的とした地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく見直され、平成26年度の予算及び決算からたな卸資産への低価法の導入、減損会計の導入、退職給付引当金への対応などの準備を行うことが必要となっている。
- ついては、今年度は、平成26年度からの新しい会計基準の適用に向けた切り替えの重要な年度であり、改正に伴う作業を円滑に実施するとともに、移行後の会計処理が適切に行われるよう万全の準備を図りたい。

(2) 電気事業

ア 現状

(ア) 水力発電は、豊富な融雪であったが、8月から10月の降雨が特に少なかったことにより、8か所の発電所のうち、6か所の発電所で目標供給電力量を下回り、全体では目標に対し94.7%となった。

電力料収入は、年度中途から2つの発電所（加地、袋川）で再生可能エネルギー固定価格買取制度に移行したことにより、目標に対し101.8%となった。

区 分	供給電力量 (MWh, %)			電力料収入 (千円, %)		
	目標 (A)	実績 (B)	率 (B/A)	目標 (C)	実績 (D)	率 (D/C)
平成24年度	163,796	155,184	94.7	1,656,693	1,686,550	101.8
平成23年度	162,538	171,768	105.7	1,648,791	1,657,313	100.5

(イ) 風力発電は、風況のよい時期もあったが低風速時の期間が長かったため、供給電力量、電力料収入ともに目標に対し89.9%となった。

区 分	供給電力量 (MWh, %)			電力料収入 (千円, %)		
	目標 (A)	実績 (B)	率 (B/A)	目標 (C)	実績 (D)	率 (D/C)
平成24年度	5,524	4,968	89.9	56,678	50,975	89.9
平成23年度	5,524	4,713	85.3	56,678	48,356	85.3

イ 課題及び意見

再生可能エネルギーの積極的な導入について

- 「鳥取県企業局経営改善計画」では、地球温暖化対策への貢献として再生可能エネルギーの導入を進めることとしており、昨年度は、再

再生可能エネルギーの積極的な導入に向け、引き続き関係機関と連携して取り組まれないと意見したところである。

- その後、小水力発電所については、賀祥発電所など4地点で事業化が進められており、太陽光発電設備の設置についても、既に稼働している企業局西部事務所に加え3地点で事業化が進められている。
- また、国において平成24年7月に導入された電気事業者に対する再生可能エネルギーの買取を義務づける再生可能エネルギー固定価格買取制度では、法施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、発電事業者の利潤に特に配慮することとされており、高い買取価格が設定されている。
- ついては、水力及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について、現在の事業化の取組みを着実に進めるとともに、新たな開発候補地点についても、積極的に調査を行い、買取価格の動向や採算性を踏まえた上で、事業化につなげられたい。

(3) 工業用水道事業

ア 現状

給水事業所数は3事業所増加し、契約給水量は500m³/日増加している。

区分	平成24年度	平成23年度	増減
給水事業所数	91	88	3
契約給水量 (m ³ /日)	37,600	37,100	500
年間総給水量 (m ³)	8,171,619	8,430,989	△259,370

イ 課題及び意見

新規需要者の確保対策について

- 工業用水道事業の料金体系（責任水量制）は、使用量が基本使用水量（契約水量）に達しなくても基本使用水量分の契約料金を支払うこととなっている。
- この料金体系は配水管敷設に要した経費と給水の収益との収支を考慮して決定したものであるが、これが特に小口需要者が利用しにくい要因の一つとなっていると考えられる。
- このため、昨年度は、今後の事業経営も勘案しつつ責任水量制と従量制との選択制を部分的に導入する等、小口の需要者が利用しやすいような料金体系を検討されたいと意見したところであるが、未だ検討されていない。

- 日野川地区では、大口の需要者の利用量の減少により、小口を含めた新規の需要者の確保が課題となっている。

また、鳥取地区は比較的水の使用量が少ない企業が多いため、小口の需要者への対応を検討する必要があるものとする。

- ついては、新規需要者確保のため、ニーズの把握を的確に行うとともに、小口需要者増に結びつく料金体系などの対策を検討されたい。

(4) 埋立事業

ア 現状

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港竹内地区	未売却309,017㎡(うち長期貸付123,720㎡、未分譲地185,297㎡)
境港外港昭和地区	ほぼ売却済み
米子港旗ヶ崎地区	
米子崎津地区	新規に全面積244,993㎡を長期貸付

イ 課題及び意見

境港外港竹内地区について

- 境港は、近年、山陰初のリサイクルポートの指定、国際定期貨客船の就航に加え、日本海側拠点港として国際海上コンテナ・外航クルーズ・原木の3項目が指定されるなど、北東アジアのゲートウェイとして重要性を増している。

- また、港湾整備では、境港外港中野地区について平成24年度から国の事業として国際物流ターミナル整備事業が事業化されており、境港外港竹内地区においては、夢みなとタワーに隣接する外港竹内南地区の貨客船ターミナル整備について平成25年度に国が調査費を予算措置し、事業化に向けた道筋がついたところである。このような状況を踏まえ、境港外港竹内地区の現在の未分譲地18.5haのうち、境港管理組合において、埠頭用地2.9ha、関連用地2.1haの取得が計画されているところである。

一方、境港への交通アクセスの面では、従来の米子道に加え山陰道も整備が進み、今後、高速道路網の整備によるアクセスの改善が期待されているところである。

- ついては、今後考えられる周辺環境の急速な整備進展を踏まえ、未分譲地の利用価値の上昇を見据えた長期的な視点に立った販売戦略を立てられたい。

2 病院事業会計

(1) 現状

平成24年度の決算状況

- 中央病院の当年度純損益は、11年連続の黒字となっている。
厚生病院の当年度純損益も、3年連続の黒字となった。
- 病院事業全体では12億7,702万円の黒字となっている。
- 平成24年度末の累積欠損金は113億2,273万円に減少している。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経 常 損 益	1,034,056	259,616	1,293,672
当年度純損益	1,023,346	253,682	1,277,028
累 積 欠 損 金	6,286,606	4,987,291	11,322,733

注 病院事業合計の累積欠損金には、病院統括管理費の累積欠損金を含む。

- 県立病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために果たすべき役割の明確化及び経営の効率化等を目指して、平成23年3月に策定された平成23年度から27年度の5年間の計画を定めた「第Ⅱ期県立病院改革プラン」(以下、「第Ⅱ期改革プラン」という。)に基づく経営を行い、高度医療への取組みや経営収支の改善などに一定の成果が現れている。

(2) 課題及び意見

- 病院事業が公営企業として、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するためには、診療機能の充実を図るとともに、経営健全化を進める必要がある。

このためには、次のことについて積極的に取り組まれない。

ア 中央病院の建替えについて

- 中央病院は、「第Ⅱ期改革プラン」において、「施設・構造面での課題等が山積しており、近い将来における建替えが必要な状況となっている」との認識が示されている。
- また、県議会においても、昨年度の議会決算審査特別委員会において、新築に向けた検討を開始するよう指摘され、その後も中央病院の機能強化に向け議論がなされているところである。
- 現地で監査を行ったところ、高度医療へ対応するため、近年、相次ぐ医療機器の増設等に伴い病院内の医療運営スペースの狭隘化が進み、医療スタッフは円滑な医療実施に非常に苦慮されている状況が見受け

られた。

- こうした状況に鑑みると、今後も、東部医療圏の中核を担う病院として、更に高度で良質な医療を提供していくためには、スペースの拡充を踏まえた施設の抜本的な改善が早急に必要と考えられる。
- ついては、以上の状況を踏まえ、建替えに向けた検討を急がりたい。また、建替えまでの間、日々の医療業務に支障を来さないよう万全の対策を講じられたい。

イ 看護師の確保等について

- 看護師が不足している中で、両病院においては、看護師確保のための勤務環境改善の取り組みとして、院内保育所の設置による育児支援、看護師の増員による3人夜勤体制の確立などの対策を講じられているところである。
- しかし、こうした対策にも関わらず、依然として中途退職する看護師も多く、看護師不足の解消には至っていない現状にある。
- ついては、看護師不足の解消に向け、引き続き勤務環境の改善と人員確保に向けた取組みを進められたい。
- また、看護の質を維持・向上させるため、若手看護師が経験豊富な看護師から看護技術を習得することが必要である。
- ついては、医療サービスの向上のため、現在実施している院内研修の充実や日々の業務の中で技術の習得が着実に図られるよう引き続き取り組まれたい。

ウ 未収金（患者自己負担分）対策について

- 未収金（患者自己負担分）については、昨年度の決算審査において、中央病院では、未収金徴収の基礎となる滞納整理票を作成していない状況があったので、早急に滞納整理票を整備されるよう意見し、また、両病院とも滞納者の状況等の分類を行い、効率的な債権回収に努めることについて意見としたところである。
- これを受け、中央病院においては滞納整理票の整備を終えたところであり、今後、両病院では滞納者情報を基に債権分類を行っていくこととしている。
- 厚生病院においては、専任職員による徴収、夜間の電話督促、臨戸徴収などの取り組みにより、昨年度に比べ滞納額が468万円減少し3,996万円となり、回収に向けた取り組みの効果が現れたところである。
- 一方、中央病院においても、専任職員による徴収、督促状発行前の電話督促、来院時の支払督促等の対応を行っているが、平成24年度決

算では昨年度に比べ30万円の微減であり、滞納額は1億6,944万円と、依然として多額となっている。

- ついては、中央病院においては、管理・監督職員が率先し督促を行うなど、滞納額の縮減に向け更なる努力をされたい。

エ 適正な業務執行体制の確保について

- 中央病院及び厚生病院については、平成24年度の決算に係る経理事務において、依然として不適切な事例が相当数見受けられた（中央病院14件（減価償却費の計上誤り等）、厚生病院5件（行政財産使用料の調定遅延等））。
- 病院経営・医療事務にはかなりの習熟を要する業務も多いが、職員がこれに習熟していないことが、事務処理上のミスの発生要因のひとつとなっているものと考えられる。
- ついては、職員を一定期間習熟させるとともに、指導監督体制の強化により、適正な事務処理体制の確保に努められたい。
- なお、今年7月には、厚生病院に在籍していた職員が、在籍時に取引業者から飲食の接待を受けるなど、不適切な行為を行っていたことが明らかになり処分をされたところである。
- ついては、監督体制の強化を図られるとともに、コンプライアンスを徹底されるなど、再発防止に向けた措置を講じられたい。

オ 会計基準の見直しに対する対応について

- 一般の企業会計との均衡を図ることなどを目的とした地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく変更され、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっている。
- 新しい会計基準の適用に向け、退職給付引当金への対応などの移行を円滑に行うための準備を適切に行う必要がある。
- ついては、今年度は平成26年度からの新しい会計基準の適用に向けた切り替えの重要な年度であるので、改正に伴う作業を円滑に実施するとともに、移行後の会計処理が適切に行われるよう万全の準備を図られたい。

以上が、平成24年度公営企業会計決算の審査意見書の概要であります。



